



# とよかわ応援寄附金推進事業について

## 御礼

これまで豊川市では、個人からの寄附（ふるさと納税）の返礼品について、市内の協力事業者様のご厚意により寄附いただいた商品等を活用させていただくことで、官民連携による「とよかわ」の魅力を全国に発信してまいりました。そして、この取組は、全国でも類を見ない取組として、多くのメディアでも取り上げていただいていたところでした。

ところが、新型コロナウイルスの蔓延に伴い、2020年4月には全都道府県に対して緊急事態宣言が発令されるなど、本市においても経済活動の縮小が余儀なくされており、今後しばらくはその影響が続くものと考えております。

これらの状況を鑑み、**緊急経済対策の一環として、返礼品を購入させていただく**ことにしました。

これまで協力事業者の皆様から非常に多くのご支援をいただくことで、本市の魅力を全国に届けてまいりましたこと、心から感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

次のシートから、緊急経済対策についての説明資料となります。

これまでご支援いただきました既存協力事業者の皆様はもとより、新たなご協力を検討いただける企業様におかれましても、この取組を是非ご活用いただければと存じます。

豊川市

# 1 とよかわ応援寄附金推進事業の全体像

とよかわ応援寄附金推進事業（個人／ふるさと納税）の流れについて

行政分野	活用内容
01 安全・安心	1. 快適かつ安全安心なまちづくりのための事業 交通安全、防災、防災、環境、ごみの減量化など 《例》交通安全施設の維持管理、災害対策費用
02 健康・福祉	2. 健康及び福祉の増進のための事業 健康づくり、子育て支援、高齢者福祉、障害者福祉など 《例》ワンコインがん検診などの費用
03 建設・整備	3. 快適な住環境の整備のための事業 道路、歩道整備、公園整備、緑地の推進など 《例》市内道路の整備費用
04 教育・文化	4. 教育の推進並びに文化芸術及びスポーツの振興のための事業 学校教育、生涯学習の推進、文化芸術、スポーツの振興など 《例》文化活動への補助、学芸員支援費用
05 産業・雇用	5. 産業及び観光の振興のための事業 農業、工業、商業の振興、観光の振興など 《例》中小企業振興対策、観光宣伝費用
06 地域・行政	6. 市民活動及び多文化共生の推進のための事業 市民活動の支援、多文化共生・異文化交流の推進など 《例》ボランティア、市民活動センター事業
	7. そのほか市長が必要と認める事業 《例》拠点地区への定住促進事業、ファミリーマネジメント事業

- ・ 7つの事業ジャンルから使い道を選択
- ・ 市外の方は返礼品も選択

ふるさと納税総合サイト  
**ふるさとチョイス**

豊川市に寄附しよう

**個人の皆様**

税

ふるさと納税総合サイト  
**ふるさとチョイス**

とりまとめて市に入金  
(私人委託)

**豊川市**



入金確認後、確定申告等で使用する「寄附受領証明書」を寄附者に送付

送付先情報

支払

請求

**市内協力事業者**

**税務署**

確定申告

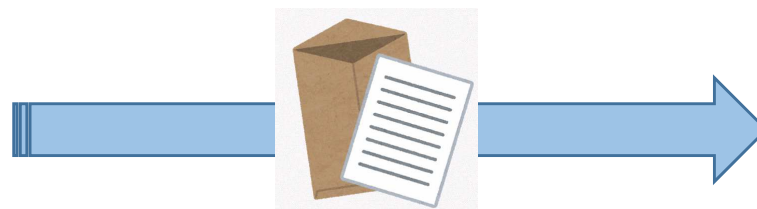
市から送付された寄附受領証明書をもとに確定申告  
(申告不要のワンストップ特例除く)



返礼品を送付（市外希望者に）  
※送り状の品物名に「豊川市ふるさと納税」と併記してください。

## 2 協力事業者様と返礼品の登録申請までの流れ

とよかわ応援寄附金推進事業（事業者・返礼品登録）の流れについて



企画政策課に書類、データを提出（随時受付）



到着後、市で審査を行い、認定可否について通知します。

※認定後、情報セキュリティに関する書類の提出をお願いします（別途指示）

### ◇登録に必要な書類

#### ①協力事業者の認定申請（毎年度）

- ・協力事業者認定申請書（様式1号）※紙及びデータ
- ・会社概要のわかるもの（パンフレット等）※初回のみ
- ・市税等の滞納のないことを証明する書類  
※「滞納のない証明」は市役所資産税課で取得できます。  
申請方法等については、資産税課HP（QRコード）でご確認ください。  
（取得にあたっては、会社としての委任状が必要です）

#### ②返礼品の認定申請

- ・返礼品認定申請書（様式2号）※紙及びデータ
- ・返礼品のパンフレット等
- ・返礼品の画像データ（別シート参照）※返礼品ごとに複数ご準備ください



市HP（証明書）

※登録の有効期限は、申請を行った日の属する年度の末日までとなります。ただし、引き続き申請する場合で返礼品の変更がない場合は、②返礼品の認定申請を省略することが可能です。

### 3 「協力事業者の基準」について

返礼品協力事業者として登録する基準は、以下となります。



市内協力事業者

#### 1 登録申請関係

- ・ 本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場が市内にある企業・団体又は個人であること
- ・ 市税等の滞納がないこと
- ・ 代表者等が豊川市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと
- ・ 各種法令等を遵守した生産，製造，加工，販売又はサービスの提供を行っていること
- ・ 電子データ（ワード，エクセル等）の送受信可能なインターネット環境が整っていること
- ・ 各種情報等に対するセキュリティ対策が行われていること

#### 2 登録後関係

- ・ ふるさと納税制度を活用しながら本市の魅力を広く発信し地場産業の活性化を図るにあたり、豊川市の指示に従うこと
- ・ 別に定める地場産品基準等に適合する商品又はサービスのみを返礼品として提供すること
- ・ 個人情報について、法令に規定する個人情報取扱事業者の義務を遵守すること
- ・ 寄附者からの問合せや苦情等に対して適切な対応を行うこと



## 4 返礼品は「地場産品」に限られています

- ・総務省基準により、返礼品が「**地場産品**」（告示第5条関係）に限定されています。
- ・この基準を本市にあてはめたものを、別途HPに掲載しておりますのでご確認ください。

### 基準③

### 地場産品基準

※以下のいずれかに該当すること

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 四 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
  - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
  - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
  - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

## 5 地場産品の種類等について

返礼品として募集する地場産品の種類は以下とします。



(地場産品の種類)

- ・物品（例：飲食物、工芸品、雑貨、日用品等）
- ・サービス等（例：宿泊プラン、生活関連サービス、食事会プラン）

また、返礼品として募集する地場産品については、別途ホームページに掲載する基準（前シート参照）のほか、次の条件を全て満たす返礼品であることとします。

(1) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること

※数量については、ふるさとチョイス上、在庫数の設定が可能であるため、提供可能な数量を設定した申し込みを推奨します。

(2) 食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格等に関する法律、商標法、特許法、著作権、不当景品類及び不当表示防止法、不当競争防止法など、関係法規を遵守しているものであること

(3) 全国各地に発送が可能であること

(4) 品質や機能が寄附者の期待に十分応えることができるものであること

(5) 飲食物の場合、原則、寄附者に到着してから4日程度の消費（賞味）期限が保証されるものであること

## 6 認定申請書の記載内容について

- ・返礼品認定申請書（様式2）上に記載いただくPR文章をもとに、サイト掲載いたします。
- ・下記や既存「ふるさとチョイス」を参照に記載ください。

### ○サイト掲載イメージ

The image shows a website layout for a product. At the top left is a product image of a bowl of nabe with the title 'とよかわ鍋' (Toyokawa Nabe) and '4～6人前' (4-6 servings). To the right of the image are icons for various ingredients and a 'Recipe' icon. Below the image is a title box: 'とよかわ産あつたか鍋セット (4～6人前)'. Underneath is a form with fields for '寄附金額' (donation amount), '容量' (volume), '消費期限' (expiration date), 'アレルギー' (allergies), and '事業者' (business name). At the bottom is a large text area for 'PR文書' (PR text).

#### ①返礼品名称

メインタイトルです。全角で36文字まで入力可能です。

- ・「商品名」や「品種名」を入れる → 例：豊川産コシヒカリ
- ・「数値等を活用しイメージしやすく」 → 例：豊川産コシヒカリ（10kg）など、端的に返礼品の魅力が伝えられるような表現とします。
- ※「おいしい」などの主観的な表現や、「お手頃」など適切な選択を阻害するような表現は避けてください。
- ※ただし、「おいしい」ではなく「糖度○%」などの客観的な数値表現は可能です。

#### ②基本情報

- ・記載された「商品の価格」から返礼割合3割を超えないように市で寄附金額を算出します（商品の価格は税込2,800円以上百円単位とします）。
- ・記載された「商品の内容」が「容量」として掲載されます（1,000文字まで）  
例：豚肉細切れ500g、豚肉ミンチ200g
- ・「消費期限」や「アレルギー表示」もある場合はここに掲載されます  
例：冷凍で90日程度、賞味期限24か月以上でお届けします  
そば粉含有のためアレルギーの方は注意してください
- ・事業者名が掲載されます

#### ③PR文書

- ・記載いただいた「PR文書」が掲載されます（1,000文字まで記載可能）



## 7 返礼品をPRする際の注意点

- ・総務省基準により、以下の表現が禁止されています。
- ・そのため、画像の加工や、PR文章の作成の際には注意してください

### **「適切な選択を阻害するような表現」（告示第2条第1号八）**

具体的な「適切な選択を阻害するような表現」としては、  
「お得」、「コスパ（コストパフォーマンス）最強」、「ドカ盛り」、  
「圧倒的ボリューム」、「おまけ付き」、「買う（購入）」、「還元」、  
これらに類似する表現等とされています。

このような表現を含む、画像、PR文章については、掲載できませんので、ご注意ください。

## 8 返礼品の推奨画像データについて

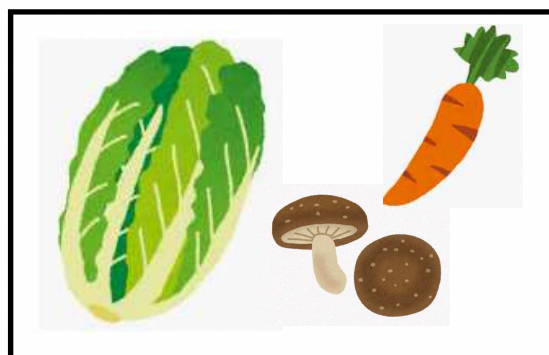
- ・サイト掲載にあたり推奨される画像サイズは **512×318pxの比率にあわせたもの**となります。
- ・上記比率で作成されたデータでしたら、余白等なく美しく表示されます
- ・ただし、**2MBまでの**画像データしかアップロード出来ません  
(2MBまでであれば、画像サイズに限らずアップロード可能です。)
- ・ひとつの返礼品につき、**複数の画像データ(JPEG形式)**をご準備ください。
- ・画像データは メイン1、サブ8枚まで掲載可能です(下記イメージ参照)。
- ・画像に文字等を加工いただいても構いません。ただし、ふるさと納税の趣旨にそぐわない表現(適切な選択を阻害するような表現)は、避けてください。



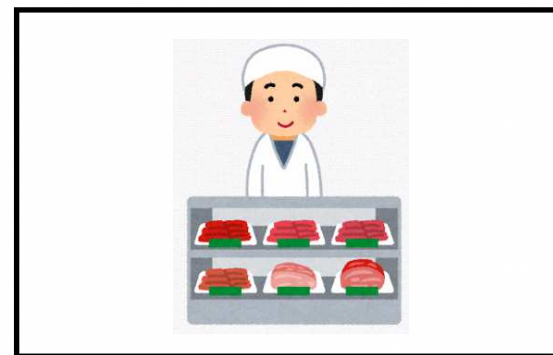
サブ1 (豚肉)



サブ2 (秘伝のタレ)



サブ3 (付属野菜)

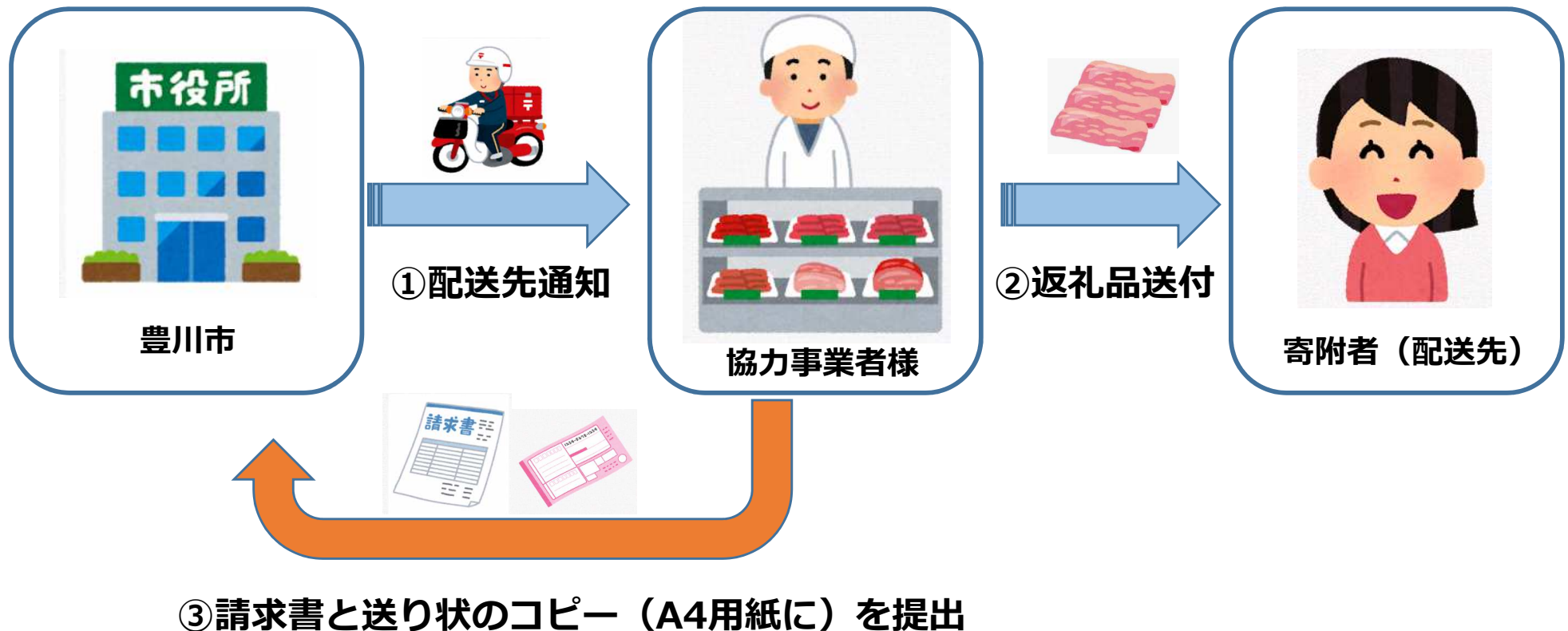


サブ4 (店イメージ)

※メインとする画像については、  
ファイル名称を「〇〇〇 (メイン画像)」  
とするなど分かるようにしてください。

## 9 申込みがあった場合の流れ

- ① 申込み（入金）があった場合、**毎月締め**で該当する事業者様に、その配送に必要な情報を通知します（市の規定上、個人情報のメール提供ができませんので、郵送で通知します）
- ② 市からの通知がありましたら、**速やかに**指定された配送先に返礼品を送付してください。  
※送り状の品名に（豊川市ふるさと納税）と併記してください。
- ③ **配送完了後**、配送完了日を記載した「請求書」と「送り状のコピー（A4）」を郵送等してください。到着後指定された口座に報償金を振り込みます。  
※詳細な手続きは、①で届く書類をご覧ください



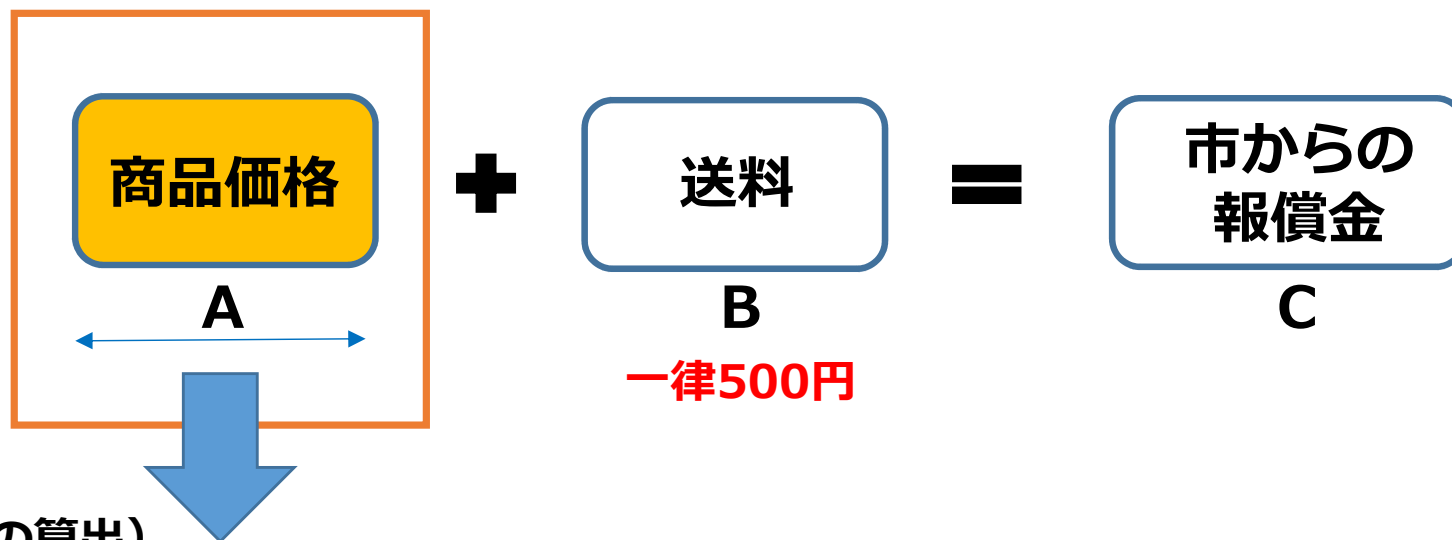
## 10 商品ごとの目安となる寄附金額の考え方と、市からの報償金について

地方税法の規定により、**返礼割合3割以下（法第37条の2第2項第1号）**となります。

それを受けて、寄附金、報償金の額を下記のように計算します。

業務簡素化のため、B（送料、梱包代）を一律500円としますので、ご了承ください。

※ふるさと納税サイトの掲載に係る費用、決済に係る費用は全額市が負担します。



### （寄附金の算出）

返礼品認定申請書（様式2）に記載いただいた「商品の価格」をもとに市で算出します。

例えば、3,000円の商品であった場合、

3,000円÷30%≒10,000円以上 として計算します。

※2,800円以上の商品を受け付けます

※3,100円の場合は÷30% = 10,033円 → 11,000円以上 として計算します。

### （市から支払われる報償金）

送料として返礼品1セットあたり**一律500円**を加算した額を報償金とします。

例：「商品の価格」が3,000円であった場合、返礼品送付に対して支払う報奨金は、送料を加算した3,500円となります。



## 1 1 申し込み方法（返礼品としての取り扱いを希望する場合）

返礼品としての取り扱いを希望される企業様等については、下記のとおり申し込みください。

- ・紙ベース、データ提供、ともに必要です
- ・申し込みは**随時**受け付けますが、年度ごとの登録となります。
- ・提出いただいた書類等をもとに市で審査を行います。審査結果によっては、ご希望に添えないことがありますので、お含みおきください。審査後、ふるさとチョイスに返礼品を掲載させていただきます。
- ・別途ホームページに掲載する地場産品や協力事業者の基準などを必ずご確認のうえお申し込みください。



### （1）持参もしくは郵送が必要

（以下紙ベースにて）

#### ①協力事業者の認定申請（毎年度）

- ・協力事業者認定申請書（様式1号）※押印後
- ・市税等の滞納のないことを証明する書類
- ・会社概要のわかるもの（パンフレット等）  
※会社概要は初回のみ

#### ②返礼品の認定申請

- ・返礼品認定申請書（様式2号）
- ・返礼品のパンフレット等

（提出先）〒442-8601 豊川市諏訪1-1  
豊川市役所 企画政策課  
ふるさと納税担当宛  
電話 0533-89-2126（直通）

※持参いただく場合は、封筒に入れてください。



### （2）電子メールでの提出が必要

（以下データにて）

#### ①協力事業者の認定申請（毎年度）

- ・協力事業者認定申請書（様式1号）※ワード

#### ②返礼品の認定申請

- ・返礼品認定申請書（様式2号）※ワード
- ・返礼品の画像データ 複数  
※画像については「8 返礼品の推奨画像データについて」を参照してください。  
※メイン画像のファイル名注意してください。

（提出先アドレス）[kikaku@city.toyokawa.lg.jp](mailto:kikaku@city.toyokawa.lg.jp)  
（メールタイトル）ふるさと納税返礼品申し込み

※5MBまでのメールしか受信できません。お手数おかけしますが、大量の写真等を送付される場合は、複数通に分けて送信してください（大容量ファイル転送サービスなどは、原則お受けしておりません）。

## 1 2 問い合わせ先

ご不明な点などありましたら、下記までお問い合わせください。  
ご応募お待ちしております。

(問い合わせ先)

〒442-8601

豊川市諏訪 1 - 1

豊川市役所 企画政策課 ふるさと納税担当

電話 0533-89-2126 (直通)

[kikaku@city.toyokawa.lg.jp](mailto:kikaku@city.toyokawa.lg.jp)

